

令和7年4月15日

担当課名：経営戦略部契約検査課

担 当：入札係

内 線：1351、1353

直 通：092-332-2102

指 名 停 止 措 置 状 況 書

指名停止措置の概要

- 1 指名停止措置業者 大阪府大阪市中心区城見2-1-61
パナソニックE Wエンジニアリング株式会社
代表取締役 藤井 和夫
- 2 指名停止の期間 令和7年4月15日から令和7年6月14日まで（2月間）
- 3 事実概要
当該業者は、施工管理技術検定試験及び監理技術者資格者証に係る実務経験において不正を行い、実務経験を充足しない者（以下「不適格者」）が資格を取得していたことが判明したため、令和6年8月23日に国土交通大臣より技術検定の合格取消が行われた。
当該取消を受け、建設業法第31条に基づく報告を徴収した結果、不適格者を営業所の専任技術者として配置していたほか、不適格者を工事現場に主任技術者として配置していたことが確認されたことから、近畿地方整備局より令和7年1月31日付けで建設業法第28条第1項の規定に基づく指示処分及び同法第28条第3項の規定に基づく営業の停止命令を受けたため。
- 4 指名停止の理由
上記の事実は、糸島市指名停止等措置規程別表第2第8号の規定に該当する。
従って、本件については、指名停止2月間とする。

【指名停止等措置規程別表第2第8号（贈賄及び不正行為等に基づく措置基準に該当）】

措置要件	期 間
(建設業法違反行為) 8 一般工事等に関し、建設業法の規定に違反し、市発注工事等の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から1月以上9月以内